

令和8年度 償却資産（固定資産税）申告の手引き

網走市内で事業をされ、償却資産（事業用の資産）を所有されている方は、資産の多少にかかわらず、毎年期限までに申告書の提出が必要となります。

つきましては、この「手引き」を参照のうえ、償却資産の申告書を提出してください。

提出期限：令和8年2月2日（月）

○期限間近になると窓口が大変混雑しますので、お早めに提出してください。

○昨年までと資産の増減がない方、廃業や事業継承、市外転出などがあった方につきましても、申告書の提出が必要となります。



©網走市

【申告書の提出先・お問い合わせ先】

〒093-8555

網走市南5条東1丁目10番地 網走市役所 2階 税務課 固定資産税係

TEL 0152-67-5409（直通）

FAX 0152-43-8451



網走市

【 目次 】

1 償却資産の申告について

(1) 申告が必要な方	P1
(2) 申告方法と提出書類	P1
(3) 申告書の提出期限	P2
(4) 申告書の提出先	P2
(5) 留意事項	P2

2 償却資産のあらまし

(1) 償却資産とは	P3
(2) 償却資産と家屋の違い	P3
(3) 申告が必要な償却資産	P5
(4) 償却資産の耐用年数	P7
(5) 非課税および課税標準の特例に該当する資産	P7

3 償却資産の評価と課税

(1) 償却資産の評価方法	P11
(2) 償却資産の課税までの流れ	P11
(3) 償却資産評価額の算出方法	P12

償却資産 F A Q P13

4 償却資産申告書の記載例

・初めて申告される方の記載例【申告書】	P16
・初めて申告される方の記載例【増加資産・全資産用明細書】	P17
・以前より申告されている方の記載例【申告書】	P18
・以前より申告されている方の記載例【増加資産・全資産用明細書】	P19
・以前より申告されている方の記載例【減少資産用明細書】	P20

巻末 借用資産（リース資産）明細書

1. 償却資産の申告について

(1) 申告が必要な方

会社や個人で商店や工場などを経営している方、農業・漁業を営んでいる方、アパートや駐車場などを貸し付けている方など、網走市内で事業を行っている方で償却資産をお持ちの方は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在での資産の所有状況を申告しなければなりません。

【注意事項】

- 次の方も申告が必要です。必要事項をご記入の上、申告書を提出してください。
 - ・前年度から資産の増減がない方
 - ・前年度において免税（課税標準額が150万円未満）の方や、今年度において免税になると思われる方
 - ・廃業・解散・事業承継・転出などがあった方

(2) 申告方法と提出書類

○申告方法と提出書類

	対象となる方	申告方法	提出書類
全資産申告	<ul style="list-style-type: none">○初めて申告される方○令和7年1月2日以降に新規に事業を始めた方○企業や関与税理士の電算処理により申告される方	令和8年1月1日現在に所有している償却資産を全て申告してください。	<ul style="list-style-type: none">①償却資産申告書②種類別明細書（複写式） (増加資産・全資産用)
増減申告	<ul style="list-style-type: none">○増加または減少した資産がある方	令和7年1月2日から令和8年1月1日までの間に、増加または減少した資産を全て申告してください。	<ul style="list-style-type: none">①償却資産申告書②種類別明細書（複写式） (増加資産・全資産用)③種類別明細書（複写式） (減少資産用)
	<ul style="list-style-type: none">○増加または減少した資産がなかった方	申告書右下の備考欄に「前年度資産に異動なし」と記載して申告してください。	<ul style="list-style-type: none">①償却資産申告書
	<ul style="list-style-type: none">○解散・廃業・事業承継・転出などがあった方	申告書右下の備考欄に「解散」「廃業」「事業承継」「転出」などをした旨を記載して申告してください。	<ul style="list-style-type: none">①償却資産申告書

○eLTAX（電子申告）を利用する方

『全資産申告』または『増減申告』を選択することができます。選択した方法に応じた申告書を作成し、送信してください。

(3) 申告書の提出期限

令和8年2月2日（月）

(4) 申告書の提出先

網走市役所 税務課 固定資産税係（2F⑪番窓口）

〒093-8555 網走市南5条東1丁目10番地 TEL 0152-67-5409（直通）
FAX 0152-43-8451

※申告書を郵送で提出される方で控えの返送を希望される場合は、110円切手（枚数が多くなる場合には必要に応じた分）を貼付した返信用封筒を同封してください。

(5) 留意事項

①未申告または虚偽の申告をされた場合

償却資産の申告は、地方税法第383条により償却資産の所有者に義務付けられています。

正当な理由がなく申告がされなかった場合や虚偽の申告をされた場合には、地方税法及び網走市税条例により過料などの罰則規定が設けられておりますので、正しい申告にご協力をお願いします。

②税務署へ申告した「減価償却費」の資産について、市への申告漏れはありませんか？

固定資産税係では地方税法第354条の2の規定に基づき、皆さんの国税資料の閲覧を行っています。

毎年、『税務署へ「減価償却費」として申告している対象資産が、網走市へ申告されていない』といった事例が多数見受けられますので、申告漏れがないようご確認をお願いします。

③実地調査へのご協力のお願い

地方税法第353条及び408条の規定に基づき、実地調査や帳簿書類の調査を行う場合がありますので、ご協力をお願いします。

また、実地調査に伴い修正申告をお願いする場合がありますが、その際、過年度にさかのぼって課税する場合もありますので、あらかじめご承知ください。

④eLTAX（電子申告）について

申告時に種類別明細書の“取得価額”“取得年月日”“耐用年数”“特例区分”などの誤入力及び未入力が多く見受けられますので、間違いないようご確認をお願いします。

⑤個人番号・法人番号（マイナンバー）について

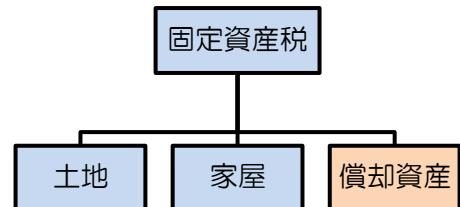
“個人番号・法人番号（マイナンバー）”の記載が必要となりますので、申告書の右上にある記載欄へ、通知された番号（個人番号12桁、法人番号13桁）を記載してください。

また、個人番号記載の方については、個人番号が確認できるマイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード及び身分証明ができるものをお持ちのうえ、申告してください。

2. 償却資産のあらまし

(1) 償却資産とは

土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額（減価償却費）が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要経費に算入されるものと規定されています。



○償却資産の種類とその例

種類		資産の名称
1	構築物	構内舗装（駐車場含む）、塀、堆肥舎、屋外の給排水設備（井戸など）及びその他土地に定着した設備、ビニールハウス（育苗ハウスなど）、プレハブ仮設建物、太陽光発電設備など
	建物附帯設備	建築設備、内装・内部造作（店舗内装設備など）
2	機械及び装置	食品製造加工機械、モーターやポンプなどの汎用機械、ブルドーザーなどの土木建設機械、その他各種産業用機械及び装置など (分類番号「0、00~09 及び 000~099」の大型特殊自動車)
3	船舶	漁船、遊漁船など
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
5	車輛及び運搬具	ホイルローダーなどの大型特殊自動車 (分類番号「9、90~99 及び 900~999」の大型特殊自動車)
6	工具器具及び備品	測定・検査・取り付け工具、キャビネット、金庫、レジスター、シュレッダー、テレビ、陳列ケース、エアコン、冷蔵庫、机、椅子、漁具、厨房用品、パソコン、自動販売機など

(2) 償却資産と家屋の違い

【家屋として取り扱うもの】

- 家屋の所有者が所有し、構造上、家屋と一体となってその効用を高めるもの
例) 電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備など

【償却資産として取り扱うもの】

- 独立した機械・装置としての性格が強いもの
例) 発電・変電設備、電話交換機、中央監視制御装置、ルームエアコンなど
- 特定の生産または業務の用に供されるもの
例) 工場における動力源である電気設備、冷凍倉庫における冷凍設備など
- 構造上家屋と一体となっておらず、単に移動を防止する程度に取り付けられたもの
例) 屋外給水塔、独立煙突など
- 顧客に対するサービス設備としての性格が強いもの
例) ホテル・コンビニ・病院などにおける厨房設備、洗濯設備など

○償却資産と家屋の区分例

設備の種類	償却資産の対象となるもの	家屋の対象となるもの
電気設備	受変電設備	設備一式、配電盤
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備
	中央監視設備	設備一式
	電灯照明設備	家屋と一体となっていない屋外照明設備（ネオンサインなど）
	動力配電設備	特定の生産または業務に供する設備
	インターホン設備	インターホン機器 (部屋同士を結ぶもの)
	電気時計設備	時計、配電盤などの装置・器具類
	火災報知設備	屋外の装置
給排水設備	特定の生産または業務に供する設備 屋外設備、引き込み工事	左記以外の設備
給湯設備	特定の生産または業務に供する設備 局所式給湯設備（湯沸かし器など）	中央式給湯設備 (ボイラーなど)
空調設備	ルームエアコンなど	家屋と一体となっている設備（ビルトインエアコンなど）
消火設備	消火器、ホース及びノズル (避難器具、ガスボンベなど)	スプリンクラー設備、 消火栓設備など
厨房設備	顧客の要求に応じるサービス設備 寮・病院などの厨房設備	左記以外の設備
洗濯設備	顧客の要求に応じるサービス設備	左記以外の設備
その他の特殊な設備	簡易間仕切、看板、広告塔 (機械式駐車設備など)	

○家屋と建物附帯設備の所有者が異なる場合

貸しビルや貸し店舗などを借り受けて事業を営んでいる方（テナントなど）が、自身の費用により施工、または譲渡などによって取得した内装、造作、建築設備などで事業の用に供することができる資産については、地方税法第343条第10項及び網走市税条例第54条第8項により、貸しビルなどを借り受けて事業を営んでいる方を所有者とみなし、その内装、造作、建築設備などを償却資産とみなして課税することとなります。

この場合、貸しビルなどを借り受けて事業をされている方が、施工または譲渡などによって取得した資産について償却資産の申告をしていただく必要があります。

(3) 申告が必要な償却資産

令和8年1月1日現在において事業の用に供することができる資産で、以下に該当するものは、申告をしていただく必要があります。

○申告が必要な資産

償却済資産	減価償却が終わり、残存価格のみ帳簿に計上されているもの
遊休資産	一時的に稼働を休止しているが、維持補修が行われているもの
未稼働資産	稼働はしていないが、すでに完成していて、事業の用に供しうる状態にあるもの
簿外資産	会社の帳簿には記載されていないが、事業の用に供しているもの
建設仮勘定中の資産	一部が完成し、その部分が事業の用に供しているもの
福利厚生の用に供される資産	間接的にでも、事業の用に供していると言えるもの
改良費	改良費のうち、資本的支出として計上したものは、新たな資産の取得とみなし、本体とは独立した取り扱いとなります。
大型特殊自動車	自動車税・軽自動車税の対象となっていないもの
租税特別措置法を適用して、即時償却している資産（※1）	中小企業者などが租税特別措置法の損金算入の特例を適用して取得した、30万円未満の減価償却資産

【太陽光発電設備（再生可能エネルギー発電設備）を設置された方へ】

太陽光発電設備を新たに設置された方については、償却資産の申告の対象となる場合があります。

太陽光発電設備の取り扱いについては下表のとおりですので、課税対象となる設備を所有されている方は、償却資産の申告をしてください。

○課税対象区分

設置者	10kW以上の大太陽光発電設備 (余剰売電・全量売電)	10kW未満の大太陽光発電設備 (余剰売電)
個人 (住宅用)	<p>【課税対象】</p> <p>経済産業省の認定を受けた太陽光発電設備を設置し発電量の全量または余剰を売電される場合は、売電するための事業用資産に該当しますので、申告の対象となります。</p>	<p>【課税対象外】</p> <p>個人での利用を主な目的としたものであり、売電するための事業用資産には該当しませんので、申告の対象となります。</p>
個人 (事業用)	<p>【課税対象】</p> <p>個人の所有であっても事業の用に供している設備については、発電出力量や、売電(余剰・全量) されているか否かにかかわらず、償却資産として申告の対象となります。</p>	
法人	<p>【課税対象】</p> <p>事業の用に供している設備となりますので、発電出力量や、売電(余剰・全量) されているか否かにかかわらず、償却資産として申告の対象となります。</p>	

○申告の必要が無い資産

(軽) 自動車税の対象資産	自動車、軽自動車、小型特殊自動車など
生物	※ただし、観賞用に使用されているものは申告対象となります。
無形減価償却資産	営業権、著作権、会員権、漁業権、電話加入権、ソフトウェアなど
繰延資産	開業費、研究費、暗渠などの土地改良関係費用など
たな卸資産	商品、仕掛品、原材料、貯蔵品など
用途廃止資産	生産方式の変更、機能の劣化、旧式化などで、現在使用されておらず、廃棄同様にあるもの
一括償却資産 (※2)	取得価額が 20 万円未満の償却資産を、税務会計上 3 年間で一括償却しているもの
少額減価償却資産 (※3)	耐用年数が 1 年未満または取得価額が 10 万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上していないもの

(参考) 取得価額と償却方法による申告対象の一覧

取得価額	償却方法と申告の要否			
	通常償却	即時償却 (※1)	一括償却 (※2)	少額減価償却 (※3)
30 万円以上				
20 万円以上				
30 万円未満				
10 万円以上				
20 万円未満				
10 万円未満				
	【課税対象】 (申告が必要)			
		【課税対象】 (申告が必要)	【課税対象外】 (申告の必要なし)	【課税対象外】 (申告の必要なし)

(4) 償却資産の耐用年数

償却資産の耐用年数は、総務大臣の告示である固定資産評価基準で定められており、「減価償却資産の耐用年数などに関する省令」の別表に掲げる耐用年数によるものとされています。

○主な償却資産の耐用年数例

主な業種	課税対象となる主な償却資産【耐用年数】
事務系	・事務用机、椅子、キャビネット【15年】(金属造でないものは5年) ・パソコン【4年】(サーバー用のものは5年)　・ファクシミリ【5年】 ・コピー機【5年】　・エアコン【6年】
農業 酪農業	・収穫用機械【7年】　・家畜管理機具【7年】　・牧柵【14年】 ・堆肥舎【17年】　・農用井戸【14年】 ・ビニールハウス(金属造)【14年】(木造は5年、その他は8年)
漁業	・漁船(船舶法4条~19条の適用を受ける木船)【6年】　・軽量合金船【9年】 ・FRP船【7年】　・GPS【5年】　・船外機【5年】　・漁具【3年】 ・養殖設備【5年】　・魚群探知機【5年】
建設業	・ブルドーザー【6年】　・パワーショベル【6年】　・発電機【10年】
飲食業	・広告用看板【10年】　・内装工事【10年】　・テーブル・イス【8年】 ・厨房器具【8年】　・飲食店用設備【8年】　・冷蔵庫【8年】 ・カラオケ【5年】
理容業 美容業	・サインポール【3年】　・椅子【5年】　・応接セット【5年】 ・消毒殺菌器【5年】　・タオル蒸器【5年】　・ペーマ器【5年】
小売業	・冷蔵ストッカー【4年】　・陳列ケース【8年】(冷凍・冷蔵機能付は6年) ・冷蔵庫【6年】　・レジスター【5年】　・自動販売機【5年】
不動産業	・舗装路面(アスファルト)【10年】(コンクリートは15年) ・受変電設備【15年】　・簡易物置【7年】　・ストーブ【6年】　・除雪機【5年】

(5) 非課税及び課税標準の特例に該当する資産

地方税法第348条では、国・都道府県・市町村などに無料で貸し付けている公用または公共のための固定資産などについて、非課税であることが規定されています。

また、税負担の軽減を図るため、地方税法第349条の3および地方税法附則第15条の規定により課税標準の特例が定められており、該当する償却資産は固定資産税が軽減されます。

非課税及び課税標準の特例規定に該当する資産については、申告の際に種類別明細書の摘要欄に適用条項を記載し、関係書類を添付して申告してください。

○主な課税標準の特例（地方税法の一部抜粋）

適用条項	資産区分	範囲	特例率	添付書類
法第349条の3	第4項	外航船舶	主として遠洋区域を航行区域とする船舶で、総務省令で定める規格に適合する船舶	1/6
		準外航船舶	主として遠洋区域を航行区域とする船舶で、外航船舶に準ずるものとして総務省令で定める船舶	1/4
	第5項	その他の船舶 (内航船舶)	外航船舶、準外航船舶以外の船舶 (専ら遊覧の用に供するもの、その他総務省令で定める快遊船・遊漁船・モーターべーと競走の用に供するモーターべーとを除く)	1/2
法附則第15条	第3項	農業協同組合などが取得した共同利用に供する機械及び装置	農業協同組合、中小企業等協同組合、漁業協同組合などが取得した共同利用に供する機械及び装置で政令で定めるもの【3年間適用】	1/2 ※2
	第25項	再生可能エネルギー発電設備 (風力、水力、地熱、バッテリ)	令和6年4月1日から令和8年3月31日までに取得した認定発電設備（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に規定する設備）で総務省令で定めるもの【3年間適用】	※3 P9
		再生可能エネルギー発電設備 (太陽光発電設備)	令和6年4月1日から令和8年3月31日までに取得した太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で総務省令で定めるもの（自家消費型太陽光発電設備に限る）【3年間適用】	※4 参照
法附則第15条	旧第44項	先端設備等に該当する機械及び装置などの償却資産	中小企業者等が令和5年4月1日から令和7年3月31日までに認定先端設備導入計画（網走市策定）に従って取得した機械装置、工具器具、備品、建物附属設備【3～5年間適用】	P9・10 参照
	第43項	先端設備等に該当する機械及び装置などの償却資産	中小企業者等が令和7年4月1日から令和9年3月31日までに認定先端設備導入計画（網走市策定）に従って取得した機械装置、工具器具、備品、建物附属設備【3～5年間適用】	

※1・・・動力船舶登録票、船舶国籍証書、船舶検査証書などの写し

※2・・・政府の補助金、貸付などの申請書、法定通知書などの写し

※3・・・経済産業省の認定通知書、電力受給契約確認書などの写し

※4・・・再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書の写し

【再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例について】

・再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例率

発電設備	出力	特例率
風力	20KW 以上	2/3
	20KW 未満	3/4
水力	5,000KW 以上	3/4
	5,000KW 未満	1/2
地熱	1,000KW 以上	1/2
	1,000KW 未満	2/3
バイオマス (2万KW未満)	1万 KW 以上	2/3
	1万 KW 未満	1/2
太陽光 (10KW以上)	1,000KW 以上	3/4
	1,000KW 未満	2/3

※自家消費型太陽光発電設備とは…

一般的に産業用建物などに設置するものであり、固定価格買取制度認定を受けず、また電力会社などに売電せず、自己もしくは賃貸の工場や店舗などの電気料金などを直接消費(削減)するための設備。

【先端設備等の特例について】

・対象者

租税特別措置法に規定する中小企業者または中小事業者となります。(みなし大企業については特例対象外となります)

- ①資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人
- ②資本もしくは出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員が1,000人以下の法人
- ③常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

・課税標準の特例率

従業員に対する 賃上げの表明	設備の取得時期	減免 期間	特例率
なし	令和5年4月1日～令和7年3月31日	3年間	1/2
あり	令和5年4月1日～令和6年3月31日	5年間	1/3
	令和6年4月1日～令和7年3月31日	4年間	1/3
	令和7年4月1日～令和9年3月31日	3年間※	1/2
		5年間※	1/4

※従業員に対する賃上げの表明を計画内に記載した場合、減免期間と特例率が変わります。

※賃上げ目標1.5%以上：3年間、賃上げ目標3%以上：5年間

・対象資産

対象設備	取得価額	生産性要件
機械装置	1台または1基が160万円以上	年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれる投資の目的を達成するための設備
測定工具及び検査工具	1台または1基が30万円以上	
器具備品		
建物付属設備（償却資産として課税されるもの）	1組の取得価額が60万円以上	

・提出書類について

- ・先端設備導入計画の申請書及び認定書

・リース会社の提出書類について

上記の書類の他に下記の書類も併せて提出が必要となります。

- ・リース契約書の写し
- ・公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減計算書の写し

※先端設備等導入計画について、詳しくは網走市観光商工部商工労働課へお問い合わせください。

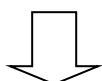
3. 債却資産の評価と課税

(1) 債却資産の評価方法

債却資産の評価は、債却資産の取得価額、取得年月及び耐用年数をもとに、取得後の経過年数に応じた価値の減少（減価）を考慮し、申告していただいた資産の評価額を一品ごとに算出して行います。

(2) 債却資産の課税までの流れ

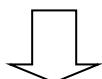
① 債却資産申告書の提出・受付



② 税額の計算

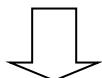
- ・評価額の算出・・・・・・12 ページ「(3) 債却資産評価額の算出方法」に記載のとおり、資産ごとに評価額を計算します。
- ・課税標準額の算出・・・【(資産ごとの) 評価額の合計 = 課税標準額】となります。ただし、課税標準の特例の適用がある場合は、その資産の価格に特例率を乗じたものとなります。
- ・税額の算出・・・・・・課税標準額（決定価格）に税率をかけて税額を計算します。税率は 1.4% です。

$$\text{【税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率 (1.4\%)}\text{】}$$



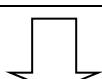
③ 免税点の判定

課税標準額の合計が 150 万円（免税点）未満の場合は、税額が発生しません。なお、免税点未満の場合であっても申告は必要ですので、ご注意ください。



④ 固定資産課税台帳の閲覧

債却資産の価格などが決定された後、債却資産課税台帳に登録されます。課税台帳は毎年 4 月 1 日から閲覧することができます。



⑤ 納税通知書の発送

納税通知書は、毎年 5 月上旬に発送します。納期限は、5 月・7 月・9 月・11 月のそれぞれの末日で、年 4 回です。

(3) 債却資産評価額の算出方法

償却資産の評価額は、申告していただいた個々の資産の取得年月、取得価額及び耐用年数によって下記の算式により算出します。

ただし、計算の結果、評価額が取得価額の5%を下回った場合には、取得価額の5%がその資産の評価額になります。

前年中に取得した資産の場合	前年前に取得した資産の場合
取得価額 × $[1 - \frac{r}{2}]$ = 評価額	前年度評価額 × $(1 - r)$ = 評価額

※点線内の数値処理は、小数点第4位以下を四捨五入します。

※額を算出する際に小数点以下が出た場合は、小数点以下を切り捨てます。

※「r」は耐用年数に応じた減価率で、下記「(参考) 債却資産の減価残存率表」の(r)の率です。

【計算例】

例)「令和6年7月」に「1,000,000円」でアスファルト舗装を施した場合の令和7年度、令和8年度の評価額の算出方法は?

アスファルト舗装の耐用年数は「10年」なので・・・、

[令和7年度評価額]

$$1,000,000 \text{ 円} \times [1 - \frac{0.206}{2}] = 1,000,000 \text{ 円} \times 0.897 = 897,000 \text{ 円}$$

[令和8年度評価額]

$$897,000 \text{ 円} \times (1 - 0.206) = 897,000 \text{ 円} \times 0.794 = 712,218 \text{ 円}$$

(参考) 債却資産の減価残存率表

耐用年数	減価率 (r)	耐用年数	減価率 (r)	耐用年数	減価率 (r)
2	0.684	10	0.206	18	0.120
3	0.536	11	0.189	19	0.114
4	0.438	12	0.175	20	0.109
5	0.369	13	0.162	21	0.104
6	0.319	14	0.152	22	0.099
7	0.280	15	0.142	23	0.095
8	0.250	16	0.134	24	0.092
9	0.226	17	0.127	25	0.088

償却資産FAQ

- Q 1. 国税と固定資産税の取り扱いの違いは何でしょうか？
- Q 2. 前年度から資産の増加や減少がなかった場合でも、申告は必要ですか？
- Q 3. 8月に廃業しましたが、申告は必要ですか？
- Q 4. トラクターを購入しましたが、償却資産の申告対象となるのでしょうか？
- Q 5. リースにより機械を導入しましたが、納税義務者は誰になるのでしょうか？
- Q 6. 借りている店舗に内装を施しましたが、この場合、納税義務者は誰になるのでしょうか？

Q 1. 国税と固定資産税の取り扱いの違いは何でしょうか？

A. 主な違いは以下のとおりです。

項目	固定資産税の取り扱い	国税の取り扱い
償却計算の期間	暦年（賦課期日制度）	事業年度
減価償却の方法	定率法のみ (減価残存率表による減価償却)	定率法・定額法の選択制度 (建物については定額法)
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
特別償却・割増償却	認められません	認められます
圧縮記帳の制度	認められません	認められます
増加償却	認められます	認められます
陳腐化償却 (耐用年数の短縮)	認められます	認められます
評価額の最低限度	取得価額の5%	残存価額（備忘価額）1円
改良費	区分評価 (改良を加えられた資産と改良費を区分して評価する)	原則区分評価 (一部合算評価も可)
一括償却資産	認められます	認められます
中小企業者の少額資産の損金算入の特例（租税特別措置法）	認められません (金額に関わらず)	認められます

Q 2. 前年度から資産の増加や減少がなかった場合でも、申告は必要ですか？

A. 必要です。前年度からの資産の増減がない場合をはじめ、課税標準額が150万円に満たない（免税点未満）場合や減価償却済みの資産であっても申告をしていただく必要があります。

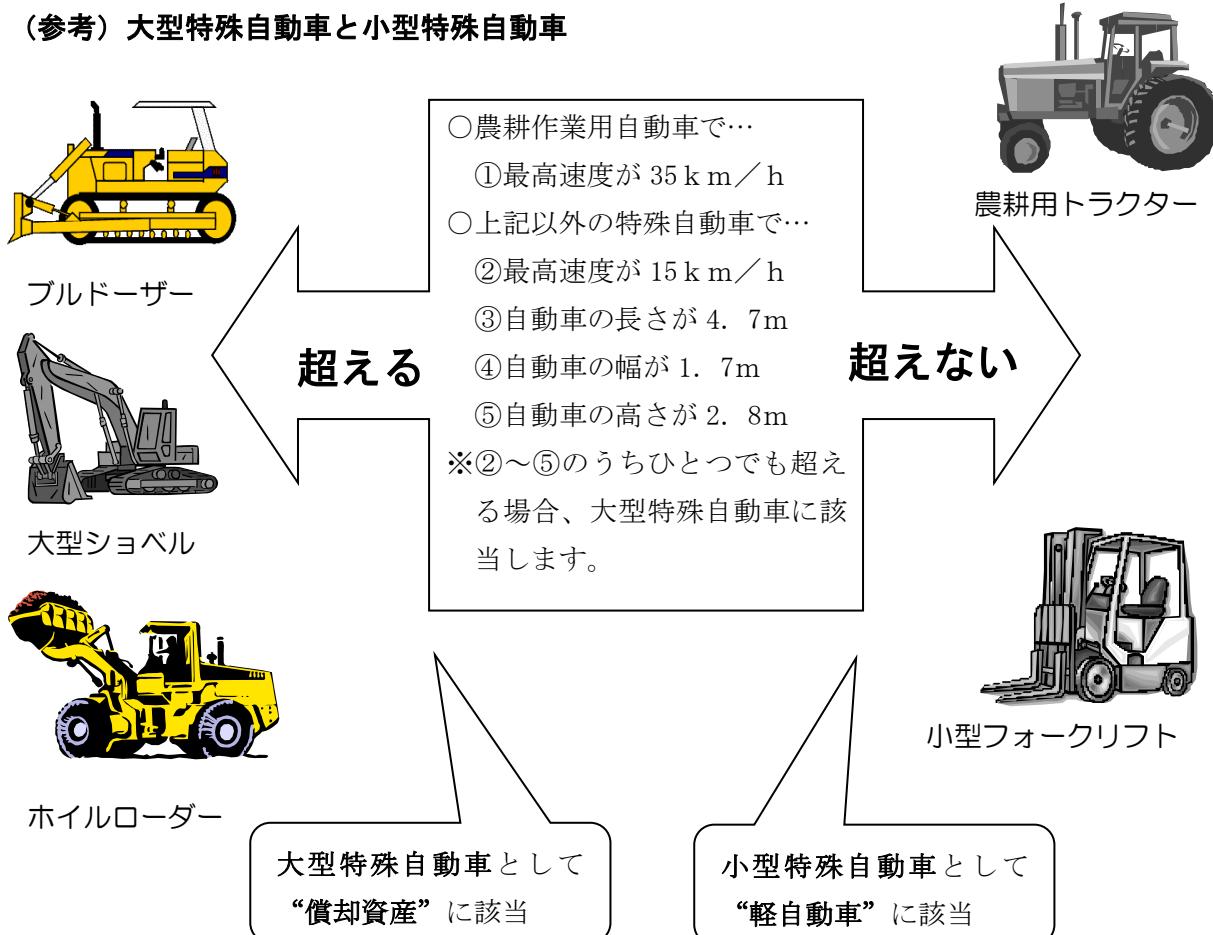
Q 3. 8月に廃業しましたが、申告は必要ですか？

A. 必要です。毎年1月1日以前に廃業や譲渡により所有する資産がなくなった場合には、その旨を申告書の備考欄に記載してください。

Q 4. トランクターを購入しましたが、償却資産の申告対象となるのでしょうか？

A. 自動車税・軽自動車税の対象となる自動車などは、償却資産としての申告対象とはなりません。トランクターに関しては、最高速度が35km/hを超えない場合は小型特殊自動車として軽自動車税の対象となるため、償却資産の申告の対象となりませんが、35km/hを超える場合は大型特殊自動車となるため、償却資産の対象となります。ホイルローダーなどの特殊自動車に関しても、下記の基準をご参考ください。また、共有で取得された大型特殊自動車なども申告の対象となり、その場合は、共有名義（○○利用組合など）で申告をしていただく必要があります。

（参考）大型特殊自動車と小型特殊自動車



※小型特殊自動車を所有している場合は、道路走行の有無に問わらず、軽自動車登録が必要です。登録していない場合は、「車台番号」と「届出者の身分証明書」があれば登録できます。詳しくは市民税係へお問い合わせください。

（TEL 0152-67-5408（直通））

※農耕作業用トレーラの取り扱いが変更になりました。詳しくは農林水産省の「農作業機を装着・けん引した農耕トランクタの公道走行ガイドブック」(<https://x.gd/0tGgD>)をご参照ください。

Q 5. リースにより機械を導入しましたが、納税義務者は誰になるのでしょうか？

A. 償却資産の納税義務者は、1月1日現在で償却資産を所有している方です。したがって、償却資産のリースを受けている場合の納税義務者は、資産の所有者であるリース会社となります。ただし、リース期間終了後に無償で譲渡されることを条件に借りている場合や、所有権の留保されている割賦販売の場合などは、その実質的な所有権が賃借人（買主）にあると考え、申告・納税については賃借人（買主）がすることとされています。

Q 6. 借りている店舗に内装を施しましたが、この場合、納税義務者は誰になるのでしょうか？

A. 貸ビル・貸店舗などを借り受けている賃借人（テナント）が施した内装・造作及び建築設備などについては、賃借人（テナント）の方が納税義務者として申告をしていただく必要があります。

4. 償却資産申告の記載例

初めて申告される方の記載例
【申告書】

受付印 令和 8年 1月 9日 個人の場合:住所、氏名
網走市長
法人の場合:本社・本店の所在地、法人名及び代表者名

所 有 者	(ふりがな) 1 住 所	網走市南5条東1丁目10番地 電話 0152-44-6111
	(ふりがな) 2 氏 名 (名称及び代表者)	(株) 北海企画

資産の種類		取 得 価 額			
		前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)
1	構 築 物			1,260,000	1,260,000
2	機 械 及 び 装 置			1,200,000	1,200,000
3	船 舶	【前年中に取得したもの(ハ)】 令和7年1月2日～令和8年1月1日まで に取得した資産の取得価額を種類別に 合計して記載してください。		11,280,000	11,280,000
4	航 空 機				
5	車両及び 運搬具				
6	工具、器 具及び備				
7	合 計			13,740,000	13,740,000

資産の種類		評 価 額 (ホ)	決 定 価 格 (ヘ)	課 税 標 準 額 (ト)
1	構 築 物			
2	機 械 及 び 装 置			
3	船 舶			
4	航 空 機			
5	車両及び 運搬具			
6	工具、器 具及び備			
7	合 計			

【評価額(ホ)】【決定価格(ヘ)】【課税標準額(ト)】
欄は、電算処理による申告を行う方以外は記載
する必要はありません。

「6 この申告に応答する者の係及び氏名」
ご担当の方の氏名、電話番号を記載してください。「7 税理士等の氏名」
関与する税理士等の氏名、電話番号を記載してください。

3 個人番号又 は法人番号		8 短縮耐用年数の承認	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
4 事業種目 (資本等の金額)	(20 白万円)	9 増加償却の届出	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
5 事業開始年月	令和7年4月1日	10 非課税該当資産	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
6 この申告に応答す る者の係及び氏名	税務 太郎(電話)	11 課税標準の特例	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
7 税理士等の氏名	税務 花子(電話)	12 特別償却又は圧縮記帳	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
		13 税務会計上の償却方法	定率法 <input type="radio"/> 定額法
		14 青色申告	<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無

① 網走市能取港町2丁目

【1住所】欄と資産の所在地が同一の場合も含め、網走市内にあるすべての所在地を記載してください。(別紙としても構いません)

15 借用資産
(リース資産)
 有 無網走市字呼人123番地
呼入リース(株) 47-1255

16 事業所用家屋の所有区分

 自己所有 借家

17 備 考 (添付書類等)

借用資産についての有無を○で囲み、「有」の場合は、本欄もしくは別紙の「借用資産(リース資産)明細書」に、貸主の名称および住所等を記載してください。

【17 備考】

資産がない場合は、「資産なし」と記載してください。

初めて申告される方の記載例
【増加資産・全資産用明細書】

令和8年度

所有者コード	
	20

種類別明細書(増加資産・全資産用)

所有者名		1枚のうち	
(株) 北海企画		1枚目	

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	減価残存率	価額	課税標準の特例		課税標準額	増加事由	摘要		
					年号	年	月					率	コード					
01	1		駐車場アスファルト舗装	1	5	7	4	1,260,000	10						①・2 ③・4			
02	2		冷蔵庫	1	4	27	8	1,200,000	10						①・2 ③・4	○○車より移動 (令和7年6月13日)		
03	3		漁船	1	5	7	6	9,800,000	6	0.					①・2 ③・4	特例あり 法第349条の3第5項		
04	3		魚群探知機(中古)	1	5	7	6	1,480,000	20	0.					①・2 ③・4	(平成19年製)		
05										0.					② ④			
【資産の種類】				【資産の名称】													【増加事由】	
以下の数字を記載してください。				・資産の名称や規格、型式について記載してください。													取得した事由について○で囲んでください。	
1…構築物(建物附属設備)																	①・2 ③・4	
2…機械及び装置																	①・2 ③・4	
3…船舶																	①・2 ③・4	
4…航空機																	①・2 ③・4	
5…車両及び運搬具																	①・2 ③・4	
6…工具、器具及び備品																	①・2 ③・4	
12																		
~~~~~																	【摘要】	
17																	・「課税標準の特例」に該当する場合や、「非課税」に該当する場合、その適用条項を記載してください。(例:法第349条の3第5項)	
18																	・増加事由が「3. 移動による受け入れ」の場合は移動前の所在を、また事由が「その他」であれば、その理由を記載してください。	
				小計				13,740,000										

「6 この申告に応答する者の係及び氏名」  
ご担当の方の氏名、電話番号を記載してください。

「7 税理士等の氏名」  
関与する税理士等の氏名、電話番号を記載してください。

3 個人番号又は法人番号	8 短縮耐用年数の承認
4 事業種目(資本等の金額)	9 増加償却の届出
5 事業開始年月	10 非課税該当資産
6 この申告に応答する者の係及び氏名	11 課税標準の特例
7 税理士等の氏名	12 特別償却又は圧縮記帳
	13 税務会計上の償却方法
	14 青色申告

① 網走市北1条東2丁目  
② 【1住所】欄と資産の所在地が同一の場合  
も含め、網走市内にあるすべての所在地を  
記載してください。(別紙としても構いません。)  
③

14 市(区)町村内における事業所等資産の所在地  
15 借用資産(リース資産)  
(有無)  
16 事業所用家屋の所有区分  
17 備考(添付書類等)

自己所有・借家  
借用資産についての有無を○で囲み、「有」の場合は、本欄もしくは別紙の「借用資産(リース資産)明細書」に、貸主の名称および住所等を記載してください。

【17 備考】  
事業を廃業などされている場合は、「廃業・解散・転出等」と記載してください。  
資産の異動がない場合は、「異動なし」と記載してください。  
資産がない場合は、「資産なし」と記載してください。

## 令和8年度 償却資産申告書(償却資産課税台帳)

以前より申告されている方の記載例  
【申告書】

受付印	令和 8年 1月 9日	網走市長	住所、氏名はあらかじめ申告書に印字されています。	
所有者	1 住所 (ふりがな) 1 住所	網走市字山里600番地 電話		
	2 氏名 (名称及び代表者) (ふりがな)	網走 にはね		
資産の種類	取 得 価 額			
	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)
	1 構築物 8,600,000	600,000	800,000	8,800,000
	2 機械及び装置 16,000,000	4,180,000	10,310,000	22,130,000
	3 船			
	4 航空機			
	5 車両 2,800,000	1,840,000		960,000
6 その他 1,820,000	210,000		1,610,000	
	830,000	11,110,000	33,500,000	
	額(木)	決 定 価 格(ヘ)	課 税 標 準 額(ト)	

18

### 【前年前に取得したもの(イ)】

前年度における計(ニ)の金額が印字されています。

### 【前年中に減少したもの(ロ)】

令和7年1月2日～令和8年1月1日までに減少した資産の取得価額を種類別に合計して記載してください。

### 【前年中に取得したもの(ハ)】

令和7年1月2日～令和8年1月1日までに取得した資産の取得価額を種類別に合計して記載してください。

【評価額(木)】【決定価格(ヘ)】【課税標準額(ト)】  
欄は、電算処理による申告を行う方以外は記載する必要はありません。

以前より申告されている方の記載例  
【増加資産・全資産用明細書】

令和8年度

## 種類別明細書(増加資産・全資産用)

所有者コード			所有者名										枚のうち			
1234567			網走 にほね										1枚目			
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	減価残存率	価額	課税標準の特例率	課税標準額	増加事由	摘要	
					年号	年	月									コード
01	1	「資産コード」記載する必要はありません。	ビニールハウス	1	5	7	4	800,000	8	0.	800,000	0.	0.	1・2 3・4		
02	2		ボテトハーベスター	1	4	29	2	4,410,000	7	0.	4,410,000	0.	0.	1・2 3・4	○○市より移動(令和7年6月13日)	
03	2		ドローン	1	5	7	6	5,400,000	7	0.	5,400,000	0.	0.	1・2 3・4		
04	2		スノーブロア(中古)	1	5	7	6	500,000	2	0.	500,000	0.	0.	1・2 3・4	(平成22年製)	
05														1・2 3・4		
【資産の種類】			【増加事由】													
以下の数字を記載してください。			取得した事由について○で囲んでください。													
1…構築物(建物附属設備) 2…機械及び装置 3…船舶 4…航空機 5…車両及び運搬具 6…工具、器具及び備品			1…新品取得 2…中古取得 3…移動による受け入れ 4…その他													
12			(摘要欄に理由を記載してください。)													
~~~~~																
17											0.					
18											0.					
				小計	11,110,000											

以前より申告されている方の記載例
【減少資産用明細書】

令和8年度
所有者コード
1234567

【申告年度】

減少した資産について、最初に申告した年度を記載してください。

種類別明細書(減少資産用)

所有者名

網走にぼね

1枚のうち
1枚目

行番号	資産の種類	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分	摘要
					年号	年	月				1 売却	2 減失
01	1	00002645	ビニールハウス	1	3	63	4	600,000	8	1	1・②・3・4	①・2
02	2	00032416	ビートハーベスター	1	4	15	9	3,200,000	5	16	①・2・3・4	①・2 下取り
03	2	00029474	モアーコンディショナー	1	4	13	4	980,000	5	14	1・②・3・4	①・2
04	5	00016452	フォークリフト	1	4	10	5	1,840,000	6	11	1・2・③・4	①・2 △△町へ移動
05	6	00016453	収穫用コンテナ	100	4	10	5	210,000	6	11	1・②・3・4	①・2 取得価格420,000円→210,000円に 200個中100個を除却
											1・2・3・4	①・2

【資産の種類】【抹消コード】【資産の名称等】【数量】【取得年月日】【取得価額】【耐用年数】

は、手引きに同封している「償却資産細目一覧表」から転記してください。
（【抹消コード】=【資産番号】となります。）

10

11

17

18

小計

6,830,000

【減少事由及び区分】

- ・減少事由を○で囲んでください。
1…売却
2…減失
3…移動
4…その他

・区分欄については、

資産の全部が減少した場合…1

資産の一部が減少した場合…2

※同じ資産を複数所有しているとき、
その一部を処分する場合に「区分：
一部」が該当します。

【摘要】

・「売却」や「移動」により資産が
減少する場合、その売却先や移
動先を記載してください。（例：
△△町に移動）

・一部減少の場合、その内容を
記載してください。
(例:200個中100個を除却)

・減少の事由が「その他」の場合、
その事由を記載してください。

借用資産（リース資産）明細書

【令和8年度 償却資産申告資料】

使用者			使用者 コード		
借用資産名 (リース資産)	リース額 月(年)額	リース期間	リース会社の 名称・住所		取扱店の名称・住所
		年 月 日 ～ 年 月 日			
		年 月 日 ～ 年 月 日			
		年 月 日 ～ 年 月 日			
		年 月 日 ～ 年 月 日			
		年 月 日 ～ 年 月 日			
		年 月 日 ～ 年 月 日			
		年 月 日 ～ 年 月 日			
		年 月 日 ～ 年 月 日			
		年 月 日 ～ 年 月 日			
		年 月 日 ～ 年 月 日			
		年 月 日 ～ 年 月 日			
		年 月 日 ～ 年 月 日			
		年 月 日 ～ 年 月 日			

（切り取り線）

（申告書右側15欄に書ききれない場合、この用紙を切り取って使用してください。）



網走市ホームページアドレス <http://www.city.abashiri.hokkaido.jp/>